

り高嶺ならねど、國中遠方より能く見ゆ。山の麓南平に永願寺といふ古寺の廢跡あり。昔甲村に堀川大納言・弟左兵衛督とて公卿の兄弟、京都の兵亂を遁れ來て住給ひしが、此地にて卒去し給ひ、兄弟の骸を此山に葬れりといひ傳へり。」と記する。

フダサシ 札差 ↓クラヤド 藏宿。

フタツデラ ニッ寺 石川郡大野庄に屬する部落。

フタツナシ ニッ梨 江沼郡能美境に屬する部落。爰戀紀聞に、村中に越前柳原照嚴寺の舊址があると記する。

フタツナシガマ ニッ梨窯 江沼郡ニッ梨の殿様池又は大池と呼ばれるもの、北面に雜木山があつた。大正中之を拓いて果樹園にした時、そこが古窯址であることが發見された。遺物によつて祝部式土器の製造所であつたことがわかる。明治末年このニッ梨で陶器を焼いたこともあるが、それは別である。

フタツヤ ニッ屋 江沼郡四十九院谷に屬する部落。

フタツヤ ニッ屋 能美郡尾小屋の内の小字。

フタツヤ ニッ屋 石川郡戸板郷に屬する部落。

フタツヤ ニッ屋 羽咋郡押水大海庄にある部落。

フタツヤ ニッ屋 鳳至郡川原田郷に屬する部落。

フタナダカ ニ名高 藩政時代に百姓數人の持高である田地を、表面上一人の名義たらしめ、又は一人の持高を數人の名義たる如く假裝すること、法によつて禁ぜられ、犯す

ものは田地を沒收せられた。

フダマイ 札米 藩政の時、凶歲に當つては御郡所より米券を發行し、十村・肝煎を経て貧民に交附したもので、一日一人米三合、老少はその半額を商人より購ひ得べからしめたをいふ。町に於いても之に准じた。

フタマガリ 二曲 ↓フタウゲ 二曲。

フタマス 二升 正・不正二種の量器を用ひて、不當の利益を貪るをいふ。元祿十三年八月彌波郡興法寺村肝煎長右衛門、二升取扱、被召捕禁牢被仰付置候處、せがれ七左衛門、父長右衛門へ孝行之趣共有之云々。」など、見える。

フタマタ 二俣 石川郡岸川庄に屬する部落。二又にも作る。鄉村名義抄に、東谷川・西谷川がこゝに落合ふからその名を得るとある。

フタマタ 二俣 河北郡井上庄に屬する部落。邑名は田島川が森下川に落合ふ地點なるによる。

フタマタ 二俣 河北郡五ヶ庄に屬する部落。

フタマタ 二俣 鳳至郡大屋庄に屬する部落。

フタマタ 二又 鳳至郡阿岸郷に屬する部落。

フタマタイシ 二俣石 鳳至郡二俣から産する石材。安山岩質凝灰質にして、帶鼠草色石基中に濃草黒色角閃石様の礫を混ずる。質は稍脆い。

フタマタガハ 二俣川 ↓モリモトガハ 森下川。

フタマタガハ 二又川 鳳至郡本郷に屬する部落。天正十七年九月廿八日前田孫左衛門安繼(後利好)の判書に、『櫛比荒屋組之内二俣川村』とある。

フタマタガハ 二又川 鳳至郡貝吹嶺山から流出し、二又川領で八ヶ川に落合ふ。水源から落合まで六軒許。

フタマタガハ 二又川 鳳至郡鶴町嶺山から發し、石井領で町野川に落合ふ。流程落合まで八軒許。

フタマタガハ 二又川 ↓サイガハ 岸川。

フタマタゴエ 二俣越 金澤天神町街端から河北郡若松・角間・田島・二俣・荒山を経て越中彌波郡小又に至るまで一五軒の間で、是より同郡福光に達する。

フタマタノカミ 二俣の紙 河北郡二俣では早くから紙を製し、文祿十二年には前田利家の命によつて、大杉原紙・御書杉原紙・御書御書杉原紙・中奉書紙・小奉書紙・幅廣杉原紙・五色延御書杉原紙・五色布目杉原紙・御書上包紙・上の上包紙・中の上包紙を納入したとある。越登賀三州志に、『今幕府へ所進有。大奉書紙。河北郡二俣邑産之。』ともある。御料紙製造者の數は時に増減したが、十人乃至十五人で、特別の保護を興へられること藩末に至るまで變らなかつた。この外民間の商品のみを製するもの、二俣に於いて約百名を算し、附近田島にも若干あつた。

フタマタヤ 二俣屋 金澤田町の舊家で、往古小立野の崖下幽谷であつた儘の地を露地とし、樹木は松のみで、自然の岩石の間に流水があつた。二俣屋は世々五右衛門といふたが、維持の際家を破壊して退去した。

フタマタヤイチボウザン 二俣屋一房山

金澤田町の人。晩年眞竹五郎といふた。王右軍を祖として書を能くし、その法帖に『文久三壬癸年於有竹書屋書、一房山王義少』と記したものがある。當時書道に於いて堀蘭洲・若林香雪と並べ稱せられたが、この二人は董法を學んだものであつた。

フタマタヤキテイ 二俣屋淇亭 金澤の俳人。通稱平右衛門。柳陰軒三代を繼ぎ、後に改めて句空庵と稱した。

フチ 扶持 下行米のうち俵數で算するものを切米といひ、量で算する者を扶持米といふ。扶持米は一人一日玄米五合を以て勘定せられた。この數量は十二册御定書の中に見える。渡新秘策に、男一人扶持斗米にては一石七斗、京弁にては一石八斗、外からしろ一斗七升といひ、政隣記享保十一年六月廿二日の條に、御切米五十俵は知行高に直し六十石、御扶持高十人扶持は四十五石計之圖を以て云々といへるも、皆同じく一人扶持一日五合の積りになる。扶持米の支給は一年二季に於いてせられ、その春渡しは二月二日に、二月朔日から九月晦日に至るまでの分を、暮渡しは十月二日に、十月朔日から翌年正月晦日に至るまでの分を、御算用場切手を以て興へられ、堂形藏米で現品を受領した。併し女子に對する扶持は一人扶持一日三合であつた。又この扶持米類似の名稱には扶持方がある。

フヂイケ 藤池 鳳至郡寺山の内の小字。

フヂイケ 藤池 鳳至郡繩又の内の小字。

フヂエ 藤江 石川郡大野庄に屬する部落。加賀志徴にいふ、藤江はもと藤井で、古へ藤井の氏が居た地であらう。井を江と通はすことは上代からあると。この説は夙に津田鳳